

中央環境審議会施策総合企画小委員会地方ヒアリング概要

名古屋会場概要..... 2

仙台会場概要..... 7

名古屋会場概要

1 ヒアリングの日時及び場所

日 時：平成 16 年 10 月 6 日（水）

場 所：KKRホテル名古屋

2 出席者（敬称略）

（意見発表者）

浅野智恵美 地球温暖化防止活動推進員

向井 征二 特定非営利活動法人環境市民東海代表理事

久村 修三 （社）中部経済連合会資源・環境委員会副委員長

（中央環境審議会施策総合企画小委員会）（※＝司会）

※浅野 直人 福岡大学法学部教授

小林 悦夫 財団法人ひょうご環境創造協会副理事長

武田 善行 経済同友会環境・資源エネルギー委員会副委員長

速水 亨 社団法人日本林業経営者協会副会長

梶井 成夫 読売新聞東京本社論説委員

（事務局－環境省）

桜井 康好 大臣官房審議官

御園生 功 総合環境政策局総務課調査官

（傍聴者）

約 90 名

3 意見の概要

(1) 浅野智恵美（地球温暖化防止活動推進員）

環境税には賛成だが、負担を実感できる課税の仕組みとすること。また、税収は省エネ機器の買換促進等に充てるべき。

- ・環境税には反対ではない。税なしに二酸化炭素を大幅削減することは難しい。しかし、次の点に注意してほしい。
 - ① 課税の仕組みについて、できれば一人一人が負担を実感できる最下流とすべきだが、納税義務者が多すぎて難しいということであれば、ガソリンや電気代のレシートに環境税分を記載するなど、環境税が目に見える仕組みとすべき。
 - ② 景気や国際競争力への影響は懸念している。景気の腰を折らないようにすべき。
 - ③ 年金や保険料の引き上げ等により国民負担率が増加している。消費税引き上げの議論もあり、あまり家計に負担がかかるのは問題。ガソリン1ℓ2円＋補助金という案に賛成。マインドには響くが負担は少ない程度にすべき。
 - ④ 一般的に国民は税の使い道に対して不信感を持っている。環境税はそうならないようにしてほしい。その点において、省エネ機器の買い替え促進などに税収を充てることに賛成。
- ・国民の関心の高まりが必要。税導入が、必要以上のエネルギー消費に少しでも歯止めをかける一助となればと思う。日本が約束した6%削減の達成が可能となるよう、規制税の性格をより強く持つ温暖化対策税が、大きな効果を発揮し、国民の理解のもと、早急に導入されることを希望。

(2) 向井征二（特定非営利活動法人環境市民東海代表理事）

既存の税を見直した上で、自助努力する企業にインセンティブを与えるような運用をし、税収を温暖化対策に充てるのであれば、ポリシーミックスの一環として環境税に消極的に賛成する。

- ・環境市民東海では、その活動の一環として、CDM名古屋モデル研究会において、来年4月の名古屋環境取引所開設に向けた議論を行っている。
- ・温暖化対策税については、ポリシーミックスの一環としてならば消極的に賛成。
 - 理由1：温暖化対策に充当されている1兆2,500億円以上のエネルギー関係諸税を気候変動対策税として根本的に見直すことが先決である。
 - 理由2：省庁間の縄張り争いを是正し、国家としての統一戦略を確立しない限り、効果的に運用されるとは思えない。
- ・上記2点が是正されたのちに、次の5つの提案を組み入れて導入するならば、環境市民東海は、温暖化対策税導入に賛成する。

1. 国民に単なる歳入増の恒久的手段と誤解されないよう、温暖化対策税を時限立法の目的税とする（第1約束期間終了時まで）。また、環境会計の手法で、温暖化対策税の歳入と支出を明快に国民に開示する。
2. 運用面で、国や自治体と自主削減協定を結んだ企業に対する減免措置を講じるなど、自助努力する企業に対する手厚いインセンティブを織り込む。国内排出量市場を創設し、国際CDMで排出クレジットを得た企業が国際的カーボンマーケットにおいて排出権の売り手として利益を得る仕組みを普及させる。第三者検証に基づく自主キャップを基本とする日本モデルを構築すべきである。
3. 税収はEU諸国のように一般財源に充てるのではなく、特定財源として温暖化対策に充当する。
4. 中小企業の温暖化対策は、人手や技術がないため進んでいない。中小企業に対し、省エネ指導、排出技術移転、排出量取引などの効果的な施策を導入する。
5. 気候変動対策を国民運動とする。省エネルギーセンターや都道府県の温暖化対策推進センター、NPOとの連携により、地域ごとにきめ細かい活動を展開する。

(3) 久村修三氏（(社)中部経済連合会資源・環境委員会副委員長）

温暖化対策税は、国際競争力を喪失させ、産業の空洞化をもたらすこと、効果に疑問があること、温暖化対策への追加財源が必要か疑問であることから、反対。

・京都議定書の6%遵守に向けて総力挙げて取り組むべきだが、税は反対。民生・運輸部門に取り組むことと、京都メカニズムに力を入れるべき。

・税は以下の3点から問題。

- ① 温暖化対策税は我が国産業の国際競争力を喪失させ、産業の空洞化を一層深刻にするばかりでなく、結果として中国等での温室効果ガスの排出量を増加させることから、本来の地球規模の温暖化防止にとって、全く逆効果となる。
- ② 原油価格の高騰で20円ガソリンが値上がりしているが、市民が自動車の運転を控えている様子はない。2円/ℓ程度の課税で価格インセンティブ効果があるか疑問。
- ③ 石油石炭税のグリーン化が図られており、追加財源が必要か疑問。1兆2千億円予算の評価・見直しをすべき。

・国は民生・運輸部門の対策を早急に行うべきであり、自主行動計画など目に見える取組を進めるべき。

4 意見発表者に対する審議会委員からの質疑

○ 浅野氏との質疑

(委員) 用途について、どの程度の補助をすれば効果があるか。また、市民感覚とし

てどういう補助をすればいいと思うか。

- （浅野氏）できれば省エネ製品とそうでない製品が同じ価格になるのが理想だが、今でも8年間のランニングコストを計算すれば省エネ製品の方が得。そういう情報が今は伝わっていない。量販店に省エネ製品のカタログを置くことなどに補助金を使うべき。

（委員）家計を圧迫しない程度の税というのと、価格インセンティブ効果のバランスとはどう取るべきか。

- （浅野氏）確かに原油高で行動が変わっておらず価格インセンティブ効果に若干の疑問はあるが、補助金からのライフサイクルの変革というのものもあるのではないか。

○ 向井氏と質疑

（委員）強制キャップの問題点は。

- （向井氏）強制キャップは基準の取り方が問題。90年時点で省エネ対策を行っていた日本は、当時何も行っていなかったロシアに比べ非常に不利。非常な不公平感がある。強制キャップをかぶせた場合、中小企業はしばらく猶予されるだろうが、むしろ中小企業の方が少しの努力でCO₂を削減できる。

（委員）温暖化対策の日本モデルのイメージは。

- （向井氏）英国は税と自主キャップがうまく組み合わされている。日本政府は、自主キャップと税を組み合わせるとともに、地方分権の観点から地方に任せるべき。

（委員）環境会計を用いるべきとのことだが、政府の1兆2千億円は原子力など温暖化対策以外の目的が主なものが含まれている。政府の活動に対してどういうことができるのか。

- （向井氏）どれが純然たる温暖化対策かを拾い出し、その対策がCO₂換算でどれだけの効果を上げているかということを検証する必要がある。

（委員）国民運動にすべく活動をしているが、なかなか効果があがらない。効果的な活動とするためにはどうすればよいか。

- （向井氏）地球温暖化防止活動推進員は愛知県で80人いるが、自主的活動に任されている。活動内容やその効果の検証をつめるべき。

○ 久村氏との質疑

（委員）努力している企業には税の減免など手厚く対応すると思うが、そのような措置があっても反対なのか。

- （久村氏）税の取り方をどうするか議論の前に、日本の省エネ技術を活用するC

DMを考えるべき。

(委員) 景気低迷の割にはCO₂が減っていないのではないか。また、CDMの財源はどこから持ってくるのか。

→ (久村氏) 景気と企業努力を分けて評価したデータはないが企業が努力していることは確か。CDMの財源は既存財源から優先配分すべき。

(委員) 民生・運輸対策をすべきとのことだが、不特定多数であり、経済的インセンティブがないと動かないのではないか。

→ (久村氏) 民生・運輸については、自主行動計画等の具体的な案を提示して、進めていくことが重要。

(委員) 大きな企業でも、中小企業まで省エネ対策を指導し切れていないとのことだが、そこに対しての環境税の効果をどう考えるか。

→ (久村氏) ある程度規模の大きい企業については、省エネ技術を公表して中小企業のCO₂排出削減に協力する準備ができている。

5 傍聴者との質疑

○ 森林の経営は大変。森林整備に目を向けてほしい。また、木材の需要拡大に配慮してほしい。

○ フロンの破壊処理をしているが、フロン処理にも燃料を使用している。CO₂を排出する企業への減免の案は出ているが、もう既にある温室効果ガスを処理するシステムを壊さない方法での減税もしくは補助金なりの対策も必要ではないか。

→ (委員) 今後念頭において議論する。

○ 環境税はせっぱつまっており、方向性を決めるべき時期。用途を明確にすること、ネーミングなど国民の納得が得られるようにすべき。新税の導入と言うことでまとまらないのであれば、法人税など他の税制の中に盛り込む方法もあるのではないか。

→ (委員) 方向性を決めるべき時期と認識している委員もいるし、そうでない委員もいる。我々としては、税ありきということではなく、最も効果的な対策を進めるために何が今欠けていて何が必要かということをしっかり考えなければいけない。また、税の導入ということになった場合には、やはり国民の皆様方に負担をお願いするということであるわけだから、やはり十分なご理解をいただかなければ決してうまくいかない。既存税の見直しという形で議論を進めるべきであるという意見は、十分に承る。

仙台会場概要

1 ヒアリングの日時及び場所

日 時：平成16年10月8日（土）14:00～16:30

場 所：ホテルメトロポリタン仙台

2 出席者（敬称略）

（意見発表者）

小岩 武彦	(株)仙台食品運輸運行管理者
須藤 義悦	(社)東北経済連合会常任理事
高橋 國雄	宮城県七ヶ宿町長
南 隆昭	(財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク(MELON)

（中央環境審議会施策総合企画小委員会）（※＝司会）

浅野 直人	福岡大学法学部教授
鮎川ゆりか	(財)世界自然保護基金ジャパン気候変動担当 シニアオフィサー
佐和 隆光	京都大学経済研究所所長
鳥居 弘之	東京工業大学原子炉工学研究所教授
永里 善彦	(株)旭リサーチセンター代表取締役社長
松田美夜子	富士常葉大学環境防災学部助教授

（事務局・環境省）

桜井 康好	大臣官房審議官
-------	---------

（傍聴者）

約70名

3 意見の概要

(1) 小岩 武彦 (株)仙台食品運輸運行管理者)

新規参入の増加等により中小トラック業界の景気は低迷しており、温暖化対策税制は必ずしも否定しないが、現状での導入は時期尚早である。

- ・ 中小トラック業界は新規参入の増加や低運賃、最近の原油価格の高騰といった状況を受け、景気は低迷を続けている。
- ・ 既存の税負担は重く、国際的にもトラック 1 台を 10 年運用した場合の負担額では日本が一位となっている。
- ・ 他方で、国交省のグリーン経営認証制度への対応を進める等、業界は環境対策を重視し、積極的に推し進めている。
- ・ 当面は企業体力をつけることに努めつつ、同時に、自主的に環境対策を進めていくことが企業責任を全うすることだと考える。

(2) 須藤 義悦 ((社)東北経済連合会常任理事)

温暖化対策税制は産業への足枷となり、国際競争力の低下や産業の空洞化をもたらす。まずは既存の温暖化対策予算の評価・見直しをすべきであり、追加の財源が必要か疑問である。従って、温暖化対策税制の導入には反対である。

- ・ 東北地方の産業では空洞化の現象が見られる。個人消費は一進一退、公共投資も前年割れしており、1990 年から 2001 年の間に、東北地方での製造業の事業者数は約 24 %減少し、また従業員数も約 21 %減少している。
- ・ 原子力の開発、電力機器の効率向上、省エネ機器の開発普及等、産業界は温室効果ガスの排出削減に努めている。温暖化対策税制は産業界の努力を無視して税金を取りやすいところから取るもので承伏できない。
- ・ 温暖化対策税制の導入は企業の国際競争力を低下させ、産業の空洞化をもたらす。エネルギー効率に優れる我が国の産業は、欧州と比べ CO2 排出削減余力が小さく、米国や発展途上国が温暖化対策税制を導入する予定がないことは日本の国際競争力にとって深刻な影響をもたらす。
- ・ 既存のエネルギー課税の負担は重く、石油石炭税、揮発油税、軽油取引税などさまざまな税が課せられており、新税の導入よりも、まずは 1 兆円規模の温暖化対策予算の評価・見直しを行うべきである。
- ・ 1 円 2 円相当の税率では、価格インセンティブ効果がどこまで働くのか、昨今の原油価格の高騰による消費者の行動を見ても疑問である。
- ・ 政府は情報提供、普及啓発に努め、民生・運輸部門からの CO2 排出抑制対策を講じるべきである。

(3) 高橋 國雄 (宮城県七ヶ宿町長)

温暖化対策税制には賛成である。とりわけ、森林吸収源対策が重要であり、温暖化対策税の税収を用いて、国の責任において森林整備・管理が行われるべきである。

- ・ 京都議定書に基づく6%の削減約束のうち3.9%を森林によるCO2吸収量に頼っており、森林の保全・整備は重点的に実施すべきである。
- ・ 吸収源対策を確実にを行うためには、森林を管理する山村地域を守る必要がる。人口減少や高齢化等により集落機能の維持が困難となっている山村地域が多く、木材価格の低迷も林業従事者にとって負担となっている。温暖化対策税の税収をもって、国の責任において山村地域の振興に努めるべきである。
- ・ 日本の削減約束である6%の65%にあたる3.9%分の削減を森林によって確保するのであれば、温暖化対策税収約9,500億円の65%にあたる6,175億円を森林関係に回すことが妥当である。

(4) 南 隆昭 ((財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク(MELON))

温暖化対策税制には賛成である。温暖化対策税の税収は省エネ・新エネ製品の普及や国民への意識啓発に充てるべきである。また、課税段階については、下流課税は混乱を招く恐れがあり、上流課税とすべきである。

- ・ 温暖化対策税制は早期導入に努めるべきである。早期に導入することで、低い税率により、急激な社会変化をもたらすことなく地球温暖化による影響を防ぐことができる。
- ・ 温暖化対策税制収は、省エネ・新エネ製品の導入等、具体的に数値換算できる施策に用いるべきである。太陽光発電装置や木質ペレット等の新エネ製品は関心を集めるが、普及が進まない理由は、他の製品と比較して値段が高いことにある。
- ・ 家庭用太陽光発電装置の施工を公共事業としたり、助成するなど、省エネ・新エネ製品のメーカー等に対し補助金を出すことで製品価格を下げれば普及する。
- ・ 課税段階については、社会的インフラの改定が必要なことから最上流又は上流課税とすべきである。同時に、消費者へのインセンティブ効果を持たせるよう明細の表示工夫等が必要である。
- ・ 社会全体で温暖化対策を進めるためには、政府は、今までの政策とその評価を明らかにしていかなければならない。
- ・ 京都議定書の削減約束に基づき、CO2の削減は必至だが、原子力発電といった将来世代に対して負の遺産を残す対策には反対である。

4 意見発表者に対する審議会委員からの質問等

○小岩氏との質疑

(委員) トラック業界の環境への取組として、1tあたりの走行距離の延長を挙げているが、効率化を図るためには積載率の向上が大事。1tあたりのCO2排出量を上げるべきではないのか。

→ (小岩氏) 多品種少量生産のトレンドにより、配送先が多く、きめ細かいため、積載率の上昇は容易ではないが、トラック協会から車輛の大型化の指導等はある。輸送の効率化には今後も努めていきたい。

(委員) 温暖化対策税制の導入は時期尚早ということは、具体的にどのような条件が揃えば導入できるのか。

→ (小岩氏) 低運賃による採算割れが生じている現状では温暖化対策税制の導入は賛成できない。正常な料金体系の下で経営できる状況にならなければならない。

(委員) トラック業界は、事業活動の範囲が専ら国内に限定されている。コスト面の海外比較を行ったところで、国際競争力の影響は受けないのではないのか。

→ (小岩氏) トラック業界への新規参入には、異業種からの参入も相当程度含まれており、国際競争力の影響を否定し得ない。

(委員) 運輸部門のCO2排出量は増加しているが、産業界がCO2排出量を減らすことに成功している背景には自社の運輸業務をアウトソーシングしている点も可能性として考えられる。運輸部門におけるCO2排出量の増加の責任を、運輸業界だけに負わせる考え方は適切ではないのかも知れない。発注者側においてマネジメントができれば、うまくいくのではないのか。

○須藤氏との質疑

(委員) 日本のCO2排出量が世界で4番目であり、産業界がその排出量の4割も占めている。企業・公共部門という括りで見ると、日本のCO2排出量の8割を占めている。この点についてどう考えるか。

→ (須藤氏) 産業界からのCO2排出量が部門別では一番多いことは十分認識しており、だからこそ自主的取組による排出削減に努めている。

(委員) 環境税が景気回復に水を差すとのことだが、景気が回復した暁には温暖化対策税制の導入に賛成するのか。また、制約下の経済においては、トヨタの例にもあるように技術革新も見られる。

→ (須藤氏) 景気が回復したとしても、負担には他ならない。また、技術革新については、保証がなく、国際競争力を考えると不利な立場に立たされることは変わらない。

(委員) 産業の空洞化は、国が発展していく中で自然と発生するものである。また、中長期的な視点に立つと、温暖化対策税制には、自動車を始めとする製品の買換え時に消費者の意識を変化させる効果があると考ええる。

(委員) 地球温暖化問題に関して、産業界は産業界のことしか考えず、国全体、地球全体の問題であるという視点を見失っていないか。

→ (須藤氏) 産業界による自主的行動計画は、産業界を中心に、民生や運輸部門へ波及していくものと考えている。

(委員) 日本経団連と全く同じ意見のようだが、日本経団連が温暖化対策税制の導入に賛成した場合は、東北経済連合会も賛成するのか。

→ (須藤氏) 日本経団連と同じ主張になったのは、同じ問題意識を持って検討したからであろう。但し、日本経団連が温暖化対策税制に賛成したとしても、東北地方の事情を考慮して判断することとなる。

○高橋氏との質疑

(委員) 費用対効果の面からいうと、森林整備によって得られる CO2 排出削減効果は決して最も効率的な選択肢ではないので、温暖化対策税収の大半を森林整備につき込むのはいかなものか。また、森林には多面的な機能があり、CO2 の吸収以外の点を併せて主張すべきである。

→ (高橋氏) 森林の公益的機能は、日本全体でおよそ 70 兆円分になるとの試算がある。70 兆円の前では、温暖化対策税の税収の 6 割強は、決して高い額とは言えない。一方で、集落機能は低下しており、野生動物による食害等も深刻化している状況からは、山村地域の振興は急務である。

(委員) 温暖化対策税収を山村地域における間伐等への補助金として活用したとしても、人は山村に帰ってくるのか。

→ (高橋氏) 間伐事業への補助、間伐材のバイオマスエネルギー利用を進め、温暖化対策税収を補助金とし、採算性のある事業とすることで、山村地域に人は帰ってくると考える。

(委員) 森林の維持はいわばインフラの維持と同じ。温暖化対策の観点のみから論じるべき問題ではなく、国全体としてどのように負担するかを検討しなければならない。

(委員) 温暖化対策税制の狙いは財源の確保のためだけではない。温暖化対策税制導入による社会的影響も考慮した上で、用途を検討すべきである。

○南氏との質疑

(委員) 家庭用太陽光発電装置の普及については、公共事業化までしなくても、補助金を出し、電力会社が設置した場合に、設置コストを回収した後で、持ち主その装置を設置した家の持ち主のものとしたり、太陽光発電装置により発電した電気を通常の倍の価格で電力会社を買ってもらう（追加分は政府が負担）ことで普及は進むと思われる。

(委員) 情報提供をすれば必ず国民は聞いてくれるという訳ではない。国民が情報を聞いて、行動してくれるような仕組みについて、NGOの考えを聞きたい。

→(南氏) 政府の情報提供のみでは行動につながりにくいのは事実。塩釜という自治体では、家の電気メーターを確認して使用量を互いに知らせる、という主婦による取組が行われた。始めは使用量の情報交換に過ぎなかったが、いつしか互いに使用量の削減に取り組むようになった。こうしたクチコミによるコミュニケーションの影響力も、市民として活用できる温暖化対策のツールとして検討していきたい。

(委員) 温暖化対策税制の導入は、確かに短期的には経済を縮小させる効果がある。その側面については、どう考えているのか。

→(南氏) 温暖化対策税制の導入により、縮小する経済の分野もあるだろうが、ESCOの成長や、削減努力に係る地域のネットワーク形成の動き等、プラスに働く場面もあるので一概に言えないのではないかと。

(委員) 下流課税にすべきと考えている。考えは違えど、同じNGOの立場から、活動を応援する。

→(南氏) CO₂排出量が減ったと言うためには、タンカー等によって輸入される原油の量が減少することが必要。従って、上流課税が適していると考えている。下流課税は混乱を招く可能性があるのではないかと。

5 会場の参加者からの意見

○ CO₂を削減するためには森林整備は必要。税収の用途については、もっと話し合う必要がある。CO₂を効率的に固定化していくには間伐が必要であり、これは国の責任において実施すべき。木質バイオマス燃料の普及促進についても国の責任において実施すべき。

→(委員) CO₂の吸収は森林の多面的機能の一つに過ぎない。森林整備の議論については温暖化対策以外の観点も含める必要がある。

○電力自由化に向かう中、電力会社はコストの削減に努めるとともに環境経営にも力を注いでいる。青森、新潟、宮城各県において原子力発電施設の稼働が始まる予定。温暖化対策税制の議論に入る前に、まずは予算の見直しが必要。納税者に

- 対して説明を行うべき。税収の使途も不明確な現段階では、導入には反対である。
- （委員）温暖化対策予算にはこれまで道路の建設等、温暖化対策との関連性の低いものも含まれていた。今後は、温暖化対策予算の内容を見直していく予定
- 石油を販売しているが、既に様々な税がかけられており、負担は大きい。石油に係る税収は年間5兆円にも上ると聞いている。石油販売業者の7割は赤字経営を続けている。これ以上の負担増は脱税の横行等、かえって環境悪化をもたらすのではないか。
- 温暖化対策税制についての議論には、税収の使途が不可欠であり、具体的な使途の案の提示なしには議論できない。一体何%の税率をどこに課税するのもはっきりしていない。また、京都議定書については、アメリカも中国も参加していない。世界的にCO₂を削減していく際に、どのように共同作業を行う考えなのか。
- （委員）今回の地方ヒアリングの目的は、具体的な案を作成する前に、検討材料を共有していただくことにある。具体的な案を示してから国民に対してヒアリングを行うといったこれまでの政府によく見られる方法とは異なるアプローチを狙ったもの。今はまだ委員の中でも様々な意見が出ているが、じっくり、検討していきたいと考えている。

*本資料は事務局の責任で取りまとめたものであり、今後変更があり得る。